

フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施業務委託 企画提案実施要領

1 目的及び趣旨

本事業では、リハビリテーション専門職（理学療法士又は作業療法士）が利用者の自宅に週に1回程度の頻度で訪問し、面接による動機づけ支援（本人の生活状態の把握、本人の状態に合わせた行動目標を提案、行動目標の達成に向けた取組状況の確認、生活機能に関する助言等）を行うことで、利用者が自身の心身機能及び生活機能を客観的に把握し、その改善に向け主体的に目標を設定し、行動できるよう支援するとともに、サービス終了後も機能を維持できるよう、地域の通いの場への接続や家庭内の役割の保持等によるセルフマネジメント能力の向上を図る支援を行う。

2 委託業務の概要

（1）名称

フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施業務委託

（2）概要

ア 業務の内容

別紙「フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施業務委託仕様書」のとおり

イ 委託期間

令和7年4月1日から令和8年9月30日まで

ウ 履行場所

次のとおり、行政区（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区）ごとに担当事業者を1者選定する。各事業者は担当する圏域内に居住する対象者に対し、事業を実施する。詳細は別紙「フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施業務委託仕様書」のとおり。

番号	圏域名	担当圏域
（1）	中央区	中央区全域
（2）	花見川区	花見川区全域
（3）	稲毛区	稲毛区全域
（4）	若葉区	若葉区全域
（5）	緑区	緑区全域
（6）	美浜区	美浜区全域

エ 委託上限金額

1,511千円（この金額に消費税及び地方消費税相当額を乗じた金額を上限とする。）
※単価契約とする。

3 参加に関する手続き

（1）スケジュール

①	公募開始日	令和7年2月14日（金）
②	参加申込書受付	令和7年2月14日（金）～令和7年2月26日（水）
③	参加資格確認結果通知書送付	令和7年2月28日（金）
④	質問受付	令和7年2月28日（金）～令和7年3月7日（金）
⑤	質問回答ホームページ掲載	令和7年3月10日（月）
⑥	企画提案書受付	令和7年2月28日（金）～令和7年3月11日（火）
⑦	選定委員会開催	令和7年3月18日（火）
⑧	選定結果の通知	令和7年3月下旬

(2) 参加申込

参加を希望するものは、次のとおり必要書類を提出すること。なお、応募の際は、申込みを行う圏域を1区指定することとし、一応募者が申し込むことのできる圏域は1つまでとする。

ア 提出期限

令和7年2月26日(水)午後5時 ※必着

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、封筒表面に「フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施業務委託企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。なお事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課 介護予防・保健班
(千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階)

エ 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書(様式1)

(イ) 誓約書(様式2)

(ウ) 企業概要書(様式3)

(エ) 「介護予防訪問看護」の指定(許可)通知書の写し

(オ) 「介護予防訪問看護」の指定事業所として令和6年4月以降に介護サービスを提供した実績(サービス種類、サービス提供年月等)を示す関係書類の写し(例：介護給付費等支払決定額内訳書等)。

オ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和7年2月28日(金)までに、参加決定の可否について電子メール及び書面により通知する。

(3) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会は実施しない。希望するものは、本事業に関する説明動画を視聴することが可能なため、電子メールで「8 問い合わせ先」記載のアドレス宛にその旨連絡すること。また、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、次の条件で質問を受け付ける。

ア 受付期間

参加資格確認結果通知送付から令和7年3月7日(金)午後5時まで

イ 質問方法

質問書(様式4)を電子メールで「8 問い合わせ先」記載のアドレス宛に提出すること。なお、電話、口頭、質問書(様式4)を用いない電子メール及び期限後の質問等は一切受け付けない。また、電子メールの件名は、「フレイル改善事業(短期リハビリ型訪問サービス)実施業務委託 企画提案質問書(事業所名)」とし、質問書を提出するときには、必ず「8 問い合わせ先」記載の電話番号に提出の連絡をすること。

ウ 質問に対する回答

令和7年3月10日(月)に千葉市ホームページにて公開する。回答を公開したことについて、市から質問者宛に連絡は行わない。なお、質問の回答内容については、本募集要領の追加又は修正とみなす。

(4) 企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けたものは次のとおり、必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和7年3月11日(火)午後5時 ※必着

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、封筒表面に「フレイル改善事業（短期リハビリ型訪問サービス）実施業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。なお事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課 介護予防・保健班
（千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階）

エ 提出書類

（ア）企画提案提出資料（様式5）

（イ）企画提案書

企画提案書の内容については、「5 事業者選定（1）評価基準」の各評価項目に沿うこととし、任意の書式に作成すること。

（ウ）見積書

上記企画提案書の最終頁に作成すること。なお、数量及び項目は別紙「見積数量」を参照。また、見積書は仕様書の内容を満たしていれば任意の書式を使用してよい。

オ 提出にあたっての留意事項

（ア）企画提案は、必ず本事業の趣旨・目的を理解した上で行うこと。そのため、「3 参加に関する手続き（3）内容に関する質問」記載の本事業に関する説明動画を視聴することを強く推奨する。

（イ）提出は1応募者につき1提案とする。

（ウ）企画提案書の提出部数は8部（正本1部、副本7部）とする。

（エ）仕様は、A4縦（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字・図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

（オ）企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

（カ）構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。表紙については、正本のみ応募者名を記載し、押印すること。なお、副本については、企画提案書の内容から、応募者名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

（キ）提案内容（本文）は、40ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）までとし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。

（ク）正本（1部）については、押印、袋とじとする。副本（7部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお、フラットファイルやドッチファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

（ケ）企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

（コ）本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

（5）選定委員会について

応募者は次のとおり、選定委員会に出席し、提出資料の内容に沿って企画提案内容のプレゼンテーションを行うこと。

ア 開催日時

令和7年3月18日（火）

※時間は企画提案書受付期限以降、電子メールにより通知する。なお、応募者による時間指定はできないものとする。

イ 開催会場

千葉市役所 本庁舎（会場については上記電子メールで通知する。）

ウ 出席人数

一応募者3人以内とする。

エ 説明時間

一応募者当たりの時間は20分間以内とし、その後質疑応答（15分間程度）を行う。

オ 留意事項

（ア）プロジェクター及びスクリーンは市が会場に設置するため使用してよい。ただし、パソコン等の貸出は行わないので留意すること。また、接続等のトラブルがあった場合は千葉市では責任を負わない。

（イ）説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配付は認めない。

（6）選定結果の通知

選定結果については、採用・不採用に関わらず、電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については事業所名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、令和7年3月下旬を目途に千葉市ホームページに掲載する。なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

4 参加資格要件

千葉市内に本店又は営業所を有し、次のすべてを満たす者。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

（2）次のいずれにも該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者

コ その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人

（3）千葉市において、「介護予防訪問看護」の指定を受けている訪問看護ステーションであり、令和6年4月以降に現に事業を実施していること。

（4）本事業に従事することが可能な理学療法士または作業療法士の資格を有する従事者を2名以上、

事業所内に有すること。

5 事業者選定

(1) 評価基準

全てのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、審査員が採点した合計得点を集計し、各圏域で最高得点を得たものを各圏域の最優秀提案者として選定する。

なお、各圏域の企画提案参加者が、1者であっても、原則として審査を行う。ただし、採点の合計点数が最低基準点（委員全員の合計点の6割）に満たない場合は委員による協議を行う。

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	介護予防及び自立支援に対する考え方、本事業の趣旨である「リエイブルメント（元の生活を取り戻すための支援）」の事業への取り組み姿勢、方針はどうか。	20点
事業の実施方法	仕様書に記載の目的や業務内容に即し、効果的な実施内容となっているか。	20点
セルフマネジメントの支援	利用者を地域の通いの場などの地域資源につなげるために、あんしんケアセンターや地域の関係機関との連携に対する考え方や体制はどうか。	20点
実施体制	同時期にリハビリテーション専門職が複数の利用者にサービスが提供できる体制となっているか。	10点
	運動機能だけではなく生活機能の向上を図る支援の実施に向け、事業所内で理学療法士と作業療法士が連携できる体制であるか。	10点
危機管理体制	事故発生時、緊急時の対応方法はどうか。	10点
委託金額に関する提案	業務内容に対し見積額は適当か。	10点
合 計		100点

(2) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 見積額が、本要領2（2）エに記載する委託料を超過した場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出書類に重要な誤脱があった場合

オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

カ 審査の公平を害する行為があった場合

キ その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等があった場合

6 契約方法

(1) 各圏域の最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、各圏域の次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

(3) 契約に当たり、提案者は千葉市契約規則第28条に定める契約金額の100分の10以上の金額または同28条の2に定める契約保証金に代わる担保を納めること。ただし、提案者が同29条各号に該当する場合は、これを免除する。

- (4) 本委託に係る令和7年度予算が千葉市議会において議決されない場合は、契約を行わない。この場合、準備等にかかった費用はすべて提案者の負担とし、市は一切の責任を負わないこととする。

7 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等の書類一式は返却しない。
- (2) 企画提案書など、提出書類の作成、提出に要する費用はすべて企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 参加申し込み後に参加を辞退する場合、辞退届（様式6）を提出すること。

8 問い合わせ先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課 介護予防・保健班
千葉市中央区千葉港1番1号
電話 043（245）5146
電子メール suishin.HWH@city.chiba.lg.jp